

平成 30 年 1 月 25 日

井原 勝介 様

岩国市都市建設部  
拠点整備推進課

公文書開示請求における決定通知書の送付及び写しの交付について

平成 30 年 1 月 15 日に御請求のありました公文書開示請求について、別添のとおり決定通知書を送付いたします。

また、公文書の開示決定における「郵送」による写しの交付について、写しの作成及び郵送に要する費用の入金確認後、写しを送付いたしますので、同封の納入書により御入金いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ】

岩国市都市建設部拠点整備推進課

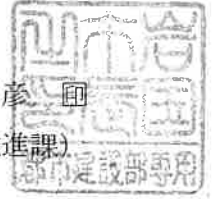
担当：倉橋・川原・齋藤

TEL 0827-29-5164

公文書非開示決定通知書

井原 勝介 様

岩国市長 福田 良彦 印  
(都市建設部拠点整備推進課)



平成30年1月15日に開示請求がありました公文書については、次のとおり開示しないことを決定したので、岩国市情報公開条例（以下「条例」といいます。）第11条第2項の規定に基づき、通知します。

開示請求に係る公文書の名称又は内容	【請求内容】 愛宕山運動施設に関する平成29年10月20日付けの現地実施協定書 【開示請求に係る公文書】 愛宕山運動施設（愛宕スポーツコンプレックス）の共同使用に伴う現地実施協定書（平成29年10月20日付け）
公文書を開示しない理由	開示請求のあった公文書（以下「本件文書」といいます。）は、文書中に「この協定は、関係する当事者間の合意なしに公表してはならない。」と定めていることから、本件文書の開示について、条例第15条第1項の規定に基づき、当事者に意見照会をしたところ、開示することに反対の意向が示されたことから、本市において条例第7条各号に掲げる情報の該当性について判断した結果、次に掲げる理由により、本件文書を非開示とします。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本件文書を当事者間の合意なしに公表した場合、本市と当事者との協力関係及び信頼関係が著しく損なわれることは明らかであり、このことは条例第7条第7号に該当するため。</li><li>・ 愛宕スポーツコンプレックスに係る「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」第4条に基づく「提供国有財産一時使用許可書」第21条は、現地実施協定を含む協定条件に従わなければならない旨規定しており、本件文書を当事者間の合意なしに公表した場合、当該許可が取り消され、都市公園として供用することができなくなるおそれがあり、本市における事務及び事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことになり、このことは条例第7条第6号柱書きに該当するため。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件文書を当事者間の合意なしに公表した場合、本市が今後予定する陸上競技場等の共同使用に伴う現地実施協定の締結や現在締結している現地実施協定の更新に著しい支障を及ぼし、当該契約又は交渉に係る事務に関し、本市の当事者としての地位を不当に害することは明らかであるだけでなく、国における在日米軍施設及び区域の共同使用に係る事務に支障を来たすおそれがあり、これらのことは条例第7条第6号イに該当するため。</li> </ul>
公文書の開示しない部分の開示が可能となる時期（明記可能なときのみ記入）	
担当課	岩国市都市建設部拠点整備推進課整備班 電話 0827-29-5164

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岩国市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、審査請求のほか、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、岩国市（訴訟において岩国市を代表する者は、岩国市長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



平29拠整第411号  
平成30年1月25日

公文書開示決定通知書

井原 勝介 様

岩国市長 福田 良彦  
(都市建設部拠点整備推進課)



平成30年1月15日に開示請求がありました公文書については、次のとおり開示することを決定したので、岩国市情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、通知します。

開示請求に係る公文書の名称又は内容	【請求内容】 愛宕山運動施設に関する平成29年8月24日付けの国に対する一時使用申請書 【開示する公文書】 提供国有財産（FAC4092岩国飛行場：土地等）の一時使用について（申請）（平29-拠整第175号（平成29年8月24日付け））
開示を実施する日時及び場所	日時 写しの作成及び郵送に要する費用の入金確認後 場所 郵送による
開示の実施の方法及び費用の額	1 開示の実施の方法 写しの交付 2 写しの作成に要する費用 モノクロ刷り 4頁×10円=40円 多色刷り 3頁×50円=150円 合計 190円
写しの送付の方法による場合の郵送料の額	定形郵便物（50g以内）の郵送に要する郵便料金=92円 合計 92円
担当課	岩国市都市建設部拠点整備推進課整備班 電話 0827-29-5164